

序章 都市計画マスタープランの位置付け

1. 志木都市計画マスタープランの目標
2. 志木都市計画マスタープランの性格
3. 目標年次と人口フレーム

1. 志木都市計画マスタープランの目標

1) 基本的な計画目標

基本的な計画目標は、第五次志木市総合振興計画で掲げている志木市が目指すまちづくりの考え方と将来像とします。

【まちづくりの理念】

- 1 市民力が結集した夢のあるまちの創造
- 2 地域資源を活用した魅力の創造

【まちの将来像】

市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市

人口構成や都市構造の変化に対応し、活力を維持しながら成熟した社会へと転換していくため、市民と市が協働して、知識や経験を活用していくとともに、市内を流れる荒川・新河岸川・柳瀬川などの豊かな自然や歴史を大切にしながら地域への自負や愛着を醸成し、住みたいと思えるようなまちづくりを推進します。

“ずっと住みたいまちづくり”

子育て世代や若者にとって、住みたいと思えるような魅力的なまちを創造し、これまで培ってきた“市民力”と新たな“市民力”を結集させて“未来へ続くふるさと”を目指します。

“住みたいまちづくり”

2) まちづくりの進め方に関する視点

基本的な計画目標を達成するため、以下のような都市計画の運用とまちづくりの進め方を前提として、計画のとりまとめを行います。

- (1) 成長開発型まちづくり計画から、既存の環境資源を活用しつつ、さまざまな社会問題への対応や都市の低炭素化を図るため、集約型まちづくり計画への移行
- (2) 行政と事業者主体の都市整備から、一般市民や地区住民も参画する複合的できめの細かい都市整備への移行
- (3) 行政から市民に向けた一方的な計画提示だけではなく、市民の声がしっかりと行政に届く市民協働実現型の計画運営へのチャレンジ



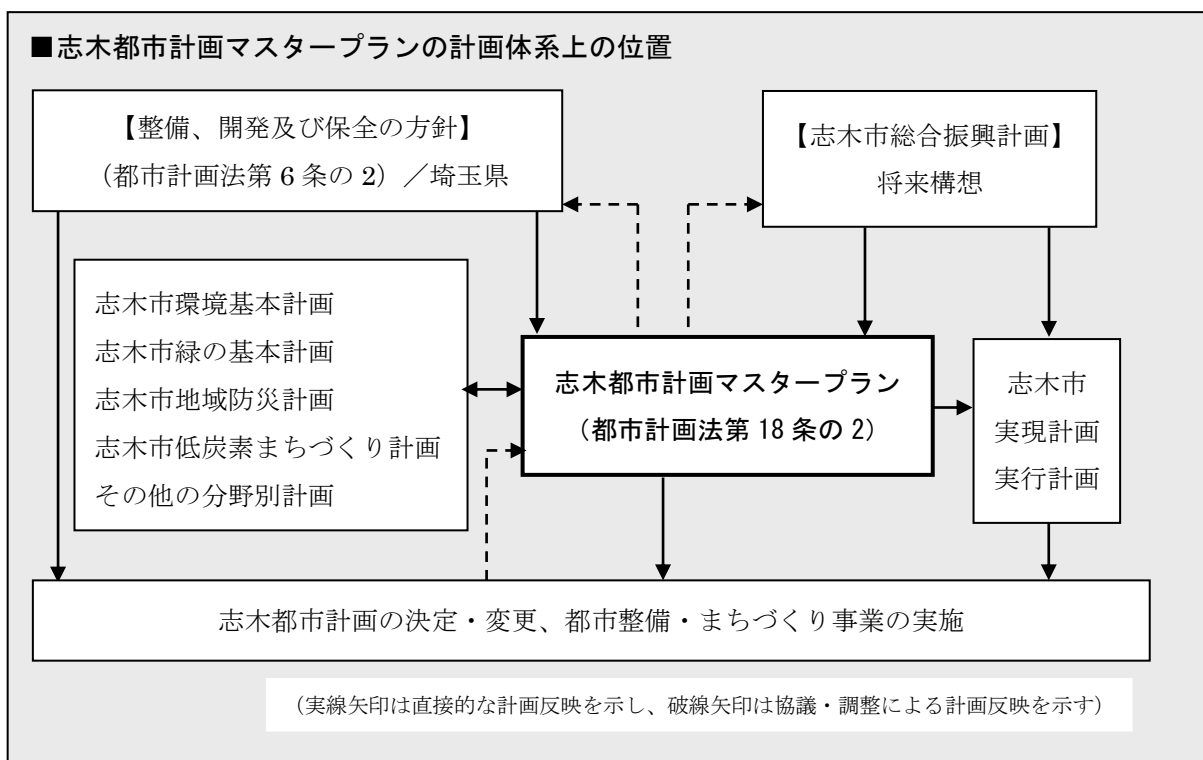
2. 志木都市計画マスタープランの性格

都市計画マスタープランは、基本的に市町村の自治権に基づく計画枠組みと都市計画法に基づく計画枠組みとの二重構造の中に位置づけられています。

このような枠組みの中で、市が策定する「志木市総合振興計画」を上位計画としながら、同計画の都市整備・まちづくり部門の専門計画として本計画を定めるものです。

また同様に、本計画が都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であることに鑑み、埼玉県が都市計画法第6条の2に基づき策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を上位計画として本計画を定めるものです。

また、志木市環境基本計画、志木市緑の基本計画、志木市低炭素まちづくり計画など、関連する計画の整合性も図っていきます。



3. 目標年次と人口フレーム

1) 目標年次

志木都市計画マスタープラン（改訂版）は、見直し策定時からおおむね20年先を目標とします。

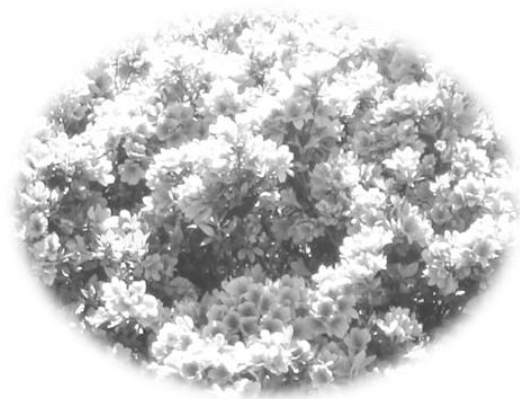
また、都市計画マスタープランは、都市計画の決定・変更、都市計画事業及びその他の都市施設整備の計画化に先立って、個々の計画内容が互いに乖離せず、互いに相乗効果を高めあうように体系を整えるマスタープランの性格を担っています。

この観点から見直しは、都市計画マスタープランとしての整合性の保持が困難な情勢の変化、また、本計画と密接に関係する都市計画や事業計画の変更などを行う際に、実施するものとします。

2) 人口フレーム

志木都市計画マスタープランとしては、独自の人口フレームは設定せず、総合振興計画のフレーム（将来の推計人口）を前提とします。

※ 第5次志木市総合振興計画では、平成37年の人口を72,500人と推計しています。



参考

都市計画法 第18条の2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村の定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。